

官報の編集について

昭和62年4月10日秘審第134号高等裁判所
長官、地方、家庭裁判所長、最高裁判所事務総局
局課長、司法研修所長、裁判所書記官研修所長、
家庭裁判所調査官研修所長、最高裁判所図書館長
あて官報報告主任通知

官報の編集についての事務次官等会議申合せの一部が改正され、昭和62年4月1日
以降、同申合せは別紙のとおりとなつたので、事務の参考にしてください。

なお、昭和52年11月18日付け最高裁秘審第376号官報報告主任通知「官報の編
集について」は、廃止します。

(別紙)

官報の編集について

昭和48年3月12日

事務次官等会議申合せ

官報に掲載する事項、内容及び形式を次のように定め、昭和48年4月1日から施行す
る。

なお、官報の改革について（昭和30年11月21日次官会議了解）は、廃止する。

1 掲載する事項及びその内容

官報に掲載する事項及びその内容は、別紙のとおりとする。

2 掲載の形式

形式は、次のとおりとする。

- (1) 紙面の大きさは、日本工業規格A4判とすること。
- (2) 題字（「官報」）は、第1頁右上部に掲載し、地紋を入れること。
- (3) 奥付は、題字の下に掲載すること。
- (4) 掲載事項の目次及び法令のあらましは、原則として第1頁に掲載し、本文は、次頁
から掲載すること。
- (5) 本文の組み形式は、原則として4段組みまでとし、各段ごとに横けいを入れること。
- (6) 本文の文字は、8ポイント活字を使用すること。
- (7) 広告は、原則として公告を掲載した後に掲載すること。
- (8) 正誤は、原則として最終頁に掲載すること。

別紙
官報の掲載事項及びその内容

掲載事項	掲載内容
1 憲法改正	
2 詔書	1 国会召集 2 衆議院解散 3 衆議院議員総選挙施行 4 参議院議員通常選挙施行
3 法律	
4 政令	
5 条約	外国文の併載
6 最高裁判規則	最高裁判所規則
7 政令	総理府令
府令・省令	総理府と各省との共同命令
省令	1 各省の省令 2 各省の共同省令
8 規則	1 会計検査院規則 2 人事院規則 3 各委員会等の規則
9 序令	海上保安庁令
10 副令	1 内閣副令 2 総理府副令 3 各省の副令 4 各庁の副令 5 各委員会の副令
11 告示	1 内閣告示 2 総理府告示 3 各省の告示 4 各庁の告示 5 各委員会の告示 6 裁判所の告示 7 その他の告示
12 国会事項	1 規則 2 議事日程 3 議案関係事項 4 各委員会関係事項

	5 議長、副議長及び議員関係事項 6 国会事務局職員の叙任及び辞令 7 弹劾裁判所関係事項 8 国立国会図書館関係事項 9 その他
13 人事異動	
14 叙位・叙勲	
15 奨賞	褒章条例によるもの
16 皇室事項	1 親任式及び認証官任命式 2 信任状捧呈式 3 行幸啓関係 4 御祝電、御答電答 5 新年祝賀の儀その他の宮中諸儀 6 その他
17 官庁報告	1 官庁事項 (1) 声明類 (2) 報告事項 (3) その他 2 法務 3 財政 4 文教 5 産業 6 通運 7 労働 8 国家試験 9 公聴会 10 その他
18 資料	1 開議決定及び開議了解事項 (1) 法律案、制令の件名 (2) 一般案件のうち掲載を適當とするものの件名及び特別な場合にはその内容 2 各省庁の各種報告及び資料（白書類を除く。） 注 資料の要約及び解説等は、原則として官報資料版で取り扱う。
19 地方自治事項	
20 公告	1 各省庁の公告 2 裁判所の公告

- 3 特殊法人等の公告
- 4 地方公共団体の公告
- 5 会社その他の公告

備考 法律・政令・条約については、「法令のあらまし」を掲載する。